

保育所保育指針の改定について（提言）

— 要 旨 —

社会福祉法人 日本保育協会

1. 保育所保育の教育的機能を明確に示す

幼稚園は幼児教育を実施するところであり、保育所はただ子どもを預かる施設であると認識している人が多いので、保育所保育には幼稚園教育要領と同等の教育的機能があるということを明示する。

2. 地域の子育て支援機能の質と量を拡充する

「子育て相談・助言」については、現行保育指針より詳しく記述する必要がある。子育てサークル（グループ）の指導・支援、子育て情報の発信等についても、地域の子育て支援として重要な項目であるので、記述すべきである。

3. 保護者・地域社会・関係機関との連携を強化する

保育園児の家庭以外にも、また園児の保護者にも育児講座を開催したり、子育て相談に応じたり、園便り等を通して家庭育児について助言・支援したりして家庭と連携すること。また、地域の社会資源・関係機関との連携が大切であることを強調する。

4. 児童虐待の早期発見・対応の充実を図る

先の改訂で「虐待などへの対応」を新設しているが、この問題の大きさや保育所が児童福祉施設として虐待の早期発見と適切な対応を期待されていることなどから、さらにこの項を充実し保育関係者の注意を喚起する必要がある。虐待を通告した人に立証責任を負わせることはないということ、通告を受けた児童相談所等は、誰が通告してきたかや通告の内容を親などの相手に知らせることはないということなど、通告した人が面倒に巻き込まれたりしないよう十分配慮されていることを保育指針にも記載し、保育所が児童福祉の観点から積極的に虐待防止に寄与すべきことを示す必要がある。

5. 事故防止・安全管理（リスクマネジメント）

現行保育指針の記述に加えて、保育所外の活動における安全指導の項が必要である。また、防犯という観点も大切で、例えば不審者の侵入への対応策をきちんと職員間で周知することなどについても加えるべきである。

6. 食育

保育所における給食・おやつ・延長補食等の提供については、これらは保育の一部というより保育内容そのものということができ、保育指針改定に際しては、「食育指針」等を参考にして、食育の項を新たに設ける必要がある。

7. 保育士の専門性の向上

現行保育指針の第13章のテーマは「保育所における子育て支援及び職員の研修など」であり、子育て支援と研修はそれぞれ重要な項目なので別立てにしてはどうか。保育士の資質向上については、研修もさることながら、保育士が自分の保育を振り返り自己評価・自己点検し、自らの保

育を高めるなどの自己啓発・自己研鑽を図り、専門性の向上に努めるべきことを加えるとよい。

8. 高齢者との交流

保育指針改定に際しては、「お年寄りを労わる」とか「大切に」「敬う」などの表現を入れるとともに、高齢者とのふれあい等を重要なことと位置づけ、高齢者を招いて伝承遊びを教えてもらう、あるいは老人福祉施設を訪問する等の交流についても記載することが必要であろう。

9. 学校との連携

幼稚園の子どもについては指導要録の抄本が小学校へ送付されるが、認定こども園や保育所も同様の資料の送付が行われるようにされたいとの通知が出され、これからは保育所と小学校の連携はますます重要性をもつことになるので、このことについても詳しく述べる必要がある。また、「子ども・子育て応援プラン」には、保育所等で中・高生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入れを推進するとあり、保育指針にもこれらの連携活動を明記し、この活動について適切な指導をすべきである。

10. その他

- (1) 「保育所保育指針」という名称については、厚生労働大臣告示に位置づけられることを機に、「保育所保育要綱」または「保育所保育要領」としてはいかがだろうか。
- (2) 保育（教育）の基本的理念に関しては、「教育基本法」の趣旨を尊重すること。「愛国心」「祖国愛」(patriotism)というような保育指針に直截表現することがなじまなくても極めて重要なことは、子どもたちが理解できる範囲で保育に相応しい内容（例えば、四季がある日本の美しい自然、我が国の優れた伝統・文化等）を検討し、その理念を盛り込むことを期待する。
- (3) さらには、総則に、「生命の尊厳への認識」「感謝する心」「公共心」「規範意識」「他者を思いやる心」「国際性」等の涵養について記載することも必要であると考え。
- (4) 現行の保育指針では、「一人ひとり」の子どもへの保育の配慮が強調されており、このことは極めて重要な視点であり改定に当たっても堅持されるべきであるが、保育所における集団保育の長所をもっと記載されてよい。子どもたちが社会性や規範意識、忍耐力（我慢すること）等を身に付けるのは集団生活を通してであることを忘れてはならない。
- (5) 現行保育指針は、第3章から第10章の「保育の内容」の中で、「ねらい」「内容」「配慮事項」と分かれて記載されているが、中身が重複するものがあることと、主語が省略されているので理解しにくいとの意見をよく聞く。「保育士は（が）」とか「子どもは（が）」という主語を入れて明快に記述すべきであろう。保育現場で保育指針をもっと活用してもらうためには、分かり易さにも配慮することが極めて重要なことである。
- (6) 現行保育指針第13章には、「通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に相談に応じ、及び助言を行うことが求められる」とある。子育て相談が、地域における子育て支援の重要な柱であり、保育所が今後も力を入れることが期待される分野であることは当然であるが、現実の保育現場は非常に多忙であり、人員を増やす、心理・保健・相談等に関する専門職を確保するなどの配慮が必要であることをこの機会に提言したい。保育指針の理念を現場が実践できるように、児童福祉施設最低基準の改善・向上も視野に入れた論議が行われることを期待する。